

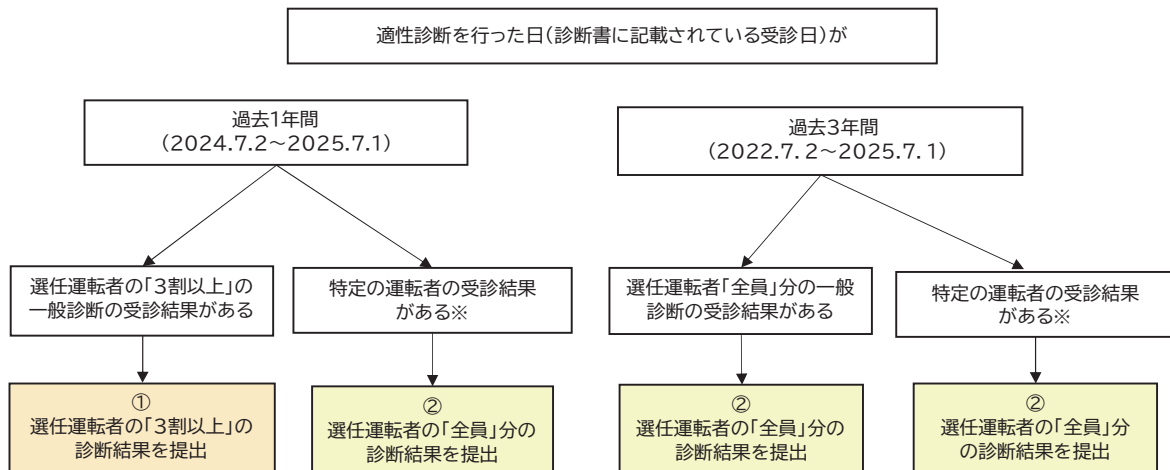
グループ3

(1) 特定運転者以外の運転者への計画的な適性診断（一般診断）の実施

以下の①②のいずれかに当てはまる状況が確認できれば加点となります。

●判断基準

- ①過去1年以内(2024年7月2日～2025年7月1日)において、「適性診断(一般診断)」の受診者数が、選任運転者の3割以上であること。
- ②過去3年間(2022年7月2日～2025年7月1日)において全ての選任運転者が「適性診断(一般診断)」又は「適性診断(特定の運転者に対する診断※)」のいずれかを受診していること。



※特定の運転者の診断とは、「特定診断Ⅰ又はⅡ」、「初任診断」、「適齢診断」のことをいいます。

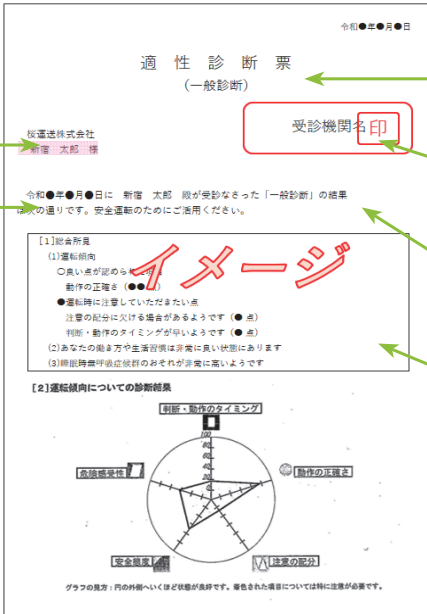
※上記の診断結果が混在する場合は、全員分が必要です。

●提出書類

- ・適性診断の結果が記載されているもの

②受診者氏名にカラーマーカをつけ、役職員名簿にチェック。

④受診日（判断基準に適合するもの）



①診断の種類
「一般診断」「特定診断」「初任診断」「適齢診断」

③受診機関
※自社で作成したものは不可。

①診断の種類の記載があること。（書類内のどこかに記載があれば可）

⑤診断の結果（具体的な内容）の記載があること。

←はあくまでイメージです。緑のフキダシの内容が確認できる書類を提出してください。

●確認内容

- ①診断の種類 ②受診者氏名 ③受診機関 ④受診日 ⑤診断結果

<注意事項>

- ・ 機器のレンタルの場合は、レンタルしたことがわかる資料をあわせて添付してください。
- ・ 書式や受診機関・機器については、基本的に定めはありませんが、上記の内容が確認できる必要があります。
- ・ 転職等で会社名が他社（営業所）名になっている場合は、「転職」等と書き込んでください。

対 象 外

- 自己診断や自己チェックのみで診断結果やコメント等が出力されないもの。
- 自社で作成した受診結果一覧表のみ